

第11編 港湾漁港空港編

第1章 港湾

第1節 通 則

県で施工する港湾工事については、国土交通省港湾局制定の「港湾工事共通仕様書」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。

第2章 空 港

第1節 通 則

県で施工する空港工事については、国土交通省航空局制定の「空港土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。

第3章 漁 港

第1節 通 則

県で施工する漁港工事については、水産庁漁港部建設課制定の「漁港関係工事共通仕様書」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。